

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護給付費の審査支払事務に関する委託における電算業務の再委託について
----	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

◇第14条第1項（再委託）

担当部課： 介護保険課

担当係 給付係 担当者 岡戸 内線（3625）

事業の概要

事業名	介護給付費の審査支払事務に関する委託における電算業務の再委託について
担当課	福祉部介護保険課
目的	介護給付費の請求受付・審査・支払を行う。
対象者	介護保険受給者
事業内容	区と東京都国民健康保険団体連合会（以下、国保連という）との間で、介護給付費の請求受付・審査・支払に関する事務に関する契約を締結している。その契約の電算業務のうち、データ入力業務について、国保連が外部業者に再委託することとなった。

件名 介護給付費の審査支払事務に関する委託における電算業務の再委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	福祉部介護保険課	委託先	東京都国民健康保険団連合会 《再委託先》 ・株式会社みずほデータプロセシング ・株式会社電算
登録業務の名称	現物給付審査支払委託業務		
情報はどのような媒体に記録されているか	電磁的媒体(介護保険ホストコンピューターシステム)	情報はどのような媒体で提供するか、取扱わせるのか	電磁的媒体(伝送) (介護保険ホストコンピューターシステム)
保有している情報項目	別紙「個人情報業務登録票」のとおり	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	受給者台帳情報として被保険者番号、氏名、住所、生年月日、介護区分、公費負担番号、居宅介護支援事業所番号、給付率引き下げ開始、終了年月日、資格取得年月日、資格喪失年月日、認定年月日、認定期間、利用者負担限度額
委託の理由	介護給付費支払事務を国保連に委託することについては、すでに承認をえているところであるが、委託先となる国保連では、医療制度改正に伴う後期高齢者医療制度の創設、特定検診・特定保険指導業務等、委託事務における電算処理業務が増大した。このようなことから電算システムによる審査・支払い事務を効率的に実施するため、紙媒体により提供を受けた請求書等の入力事務及び入力データの磁気テープ作成を再委託する。		
委託内容	国保連への委託内容 介護給付費等の請求受付・審査・支払に関する事務 再委託先への委託内容 データ入力業務		
委託の開始時期及び期限	平成20年4月1日から以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	国保連との契約にあたり、別紙「特記事項」を付す	受託事業者としての情報保護対策	「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」 再委託先については、プライバシーマークを取得済み 国保連合会と再委託先と契約書内に個人情報の守秘義務に関する項目あり

個人情報業務登録票

平成12年 4月 1日

個人情報業務の名称	現物給付審査支払委託業務	登録番号	321601-505
保有課	福祉部介護保険課	所属コード	321601
業務の目的	現物給付の審査支払を委託する		
個人情報の利用目的	審査支払用受給者台帳及び異動連絡票作成、		
対象となる個人の範囲	認定を受けている被保険者		
業務の開始年月日	平成12年4月1日		
保有個人情報の項目	<p>被保険者番号、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、資格喪失年月日、老人保健市町村番号、老人保健受給者番号、公費負担者番号、申請年月日、みなし要介護区分コード、要介護区分コード、認定有効期間開始日、認定有効期間終了日、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業所番号、居宅サービス計画適用開始年月日、居宅サービス計画適用終了年月日、支給限度基準額、上限管理適用期間開始年月日、上限管理適用期間終了年月日、公費負担上限額減額の有無、償還払い化開始年月日、償還払い化終了年月日、給付率引下げ開始年月日、給付率引下げ終了年月日、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始年月日、標準負担区分コード、標準負担額、標準負担額提供開始年月日、標準負担額提供終了年月日、利用者負担限度額</p>		
保有個人情報保護管理責任者	介護保険課長		
個人情報の収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 適正遂行 <input type="checkbox"/> 出版等 <input type="checkbox"/> 審議会) <input type="checkbox"/> 目的外 (<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 福祉向上 <input type="checkbox"/> 審議会)		
個人情報の記録の媒体	<input checked="" type="checkbox"/> 文書及び帳票 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的媒体 <input type="checkbox"/> その他		
担当部課	福祉部 介護保険課 給付係 電話番号 03 (3209) 1111 内線 3625		

個人情報等に関する特記事項

(定義)

- 1 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)個人情報 個人に関する情報で、個人を特定することができるもの。
 - (2)データ 本委託業務に係る情報が記録されている入出力帳票及び磁気テープ等。

(秘密保持の義務)

- 2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

- 3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用し、又は、第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(再委託の原則禁止)

- 4 乙は、この契約による業務を第三者に委託（以下、再委託という）してはならない。ただし、業務の一部についてやむを得ず再委託する必要がある、あらかじめ、甲の承認を得た場合に限り、再委託することができる。
この場合、乙は再委託先の業務委託を禁止するなど、個人情報の保護に関して必要な措置をとらなければならない。
甲は、必要に応じて、乙の立ち会いのもとに再委託先に立入調査し、個人情報の保護に関して必要な指示ができるものとする。

(複写及び複製の禁止)

- 5 乙は、データの全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。甲の許可を受けて複写し、又は複製したときは、業務の終了後直ちに複写した当該データを消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

(資料の返還義務)

- 6 乙は、この契約による業務を終了したとき又は甲が請求したときは、その保有する資料を直ちに返還しなければならない。

(データの保管及び管理)

- 7 乙は、データの保管及び管理について、保管庫に施錠する等善良なる管理者の注意をもって当たるものとし、データの消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立入検査及び調査)

- 8 甲は、乙に対して、データの管理状況について随時に立入検査及び調査をし、必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故報告義務)

- 9 乙は、事故が生じたときは、直ちに甲に対して通知するとともに、速やかにその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(公表措置及び損害賠償)

- 10 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、甲による是正又は中止の指導又は勧告に従わないときはその事実を公表することができる。その他、乙の故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償するものとする。